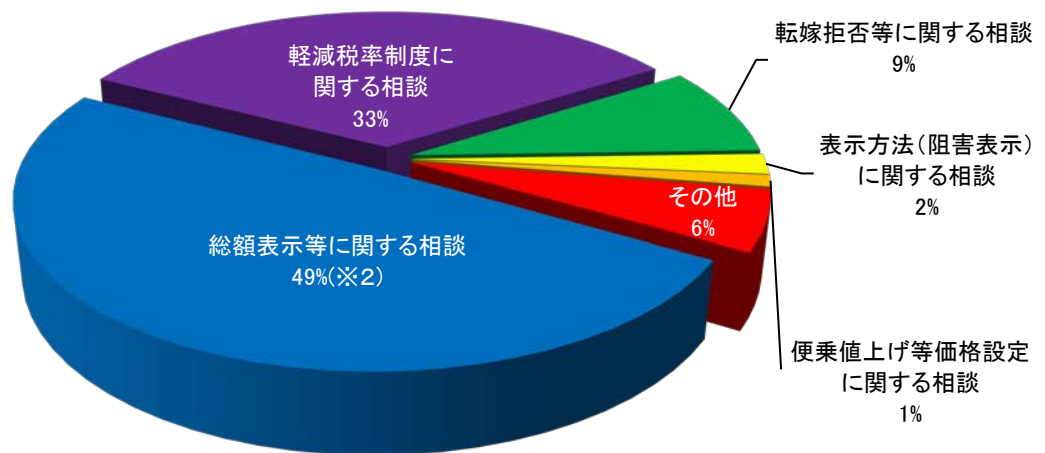


## 消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 30 年 11 月(11/1～11/30)の相談対応状況は以下のとおり。

### 1 相談件数

11 月の相談件数：電話 339 件、メール 24 件  
【相談内容（全 363 件）の内訳（※1）】



### 2 相談例

#### ○ 総額表示等に関する相談

Q. 平成 31 年 9 月 30 日より前に納品した商品を、平成 31 年 10 月 1 日以後に返品された場合の消費税率の一般的な考え方について教えていただけますか。

A. 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までの間に行った商品の販売について、平成 31 年 10 月 1 日以後に返品を受け、その売上対価を返還した場合には、8%の消費税率により、その売上げに係る対価の返還等に係る消費税額を計算することとなります。

#### ○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 法人の事業者にも事務所や駐車場を貸しています。賃料について、契約書には「賃料＋税」と明記しているにもかかわらず、消費税分を支払ってもらえません。消費税分も支払ってほしいと伝えると、消費税分を支払う代わりに消費税相当分の金銭の支払を要請されます。このような取引先の行為は問題とならないのでしょうか。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 0 件

※2 うち総額表示に関する相談が 15%、消費税一般に関する相談が 85%

A. 消費税転嫁対策特別措置法上、合理的な理由なく、既に取り決められた対価から、消費税率引上げ分の全部又は一部を、事後的に減じて支払う行為は「減額」として問題となります。また、消費税の転嫁を受け入れる代わりに、金銭等の経済上の利益を提供させることは「利益提供の要請」として同法上問題となります。

## ○ 便乗値上げ等価格設定に関する相談

Q. 原材料等のコストが上昇していることもあり、平成 31 年(2019 年)の消費税率引上げの際、税率の幅以上の値上げを考えていますが便乗値上げに当たりますでしょうか。

A. 個々の商品などの価格は、自由競争の下で市場条件を反映して決定されるものであり、経営判断に基づく自由な価格設定は妨げられません。つまり、原材料価格の上昇など合理的な理由に基づき値上げを行う場合には、便乗値上げではありません。

なお、消費者に便乗値上げではないかと誤解されないよう、事業者におかれましては、通常のタイミングで値上げを行う場合と同様に、値上げの要因について丁寧に説明できるようにしていただければと思います。

## ○ 軽減税率制度に関する相談

Q. おせちを販売していますが、料理を詰める重箱は特注品で、再利用できるものとなっており、料理よりも高価です。このおせちの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

A. 飲食料品の販売に際し使用される包装材料及び容器(以下「包装材料等」といいます。)が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、その包装材料等も含め軽減税率の対象となる「飲食料品の譲渡」に該当します。

ここでいう「通常必要な包装材料等」とは、飲食料品の販売に付帯するものであり、通常、飲食料品が費消され又はその飲食料品と分離された場合に不要となるようなものが該当します。

ご質問の場合、容器として使用する重箱は、再利用できるものとなっており、料理を費消し又はその料理を分離した後に不要となるようなものではないことから、「通常必要な包装材料等」には該当しないと考えられます。

なお、食品と食品以外の資産をあらかじめ組み合わせて一の商品として価格を提示し販売する場合、その商品は「一体資産」に該当します。

一体資産は、原則軽減税率の適用対象とはなりません。次のいずれの要件も満たす場合、その全体が軽減税率の適用対象となります。

- ① 一体資産の譲渡の対価額(税抜価額)が1万円以下であること
- ② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる商品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であること

ご質問のおせちは、料理より重箱の方が高価であるとのことですので、一体資産である場合、少なくとも、②に該当せず、全体が軽減税率の適用対象とはならないものと考えられます。

なお、個々の商品における軽減税率の適用の有無については、個別具体的な判断が必要となる場合があります。詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610